

平成 2 2 年 7 月

和歌山県後期高齢者医療広域連合議会

定例会会議録

平成 2 2 年 7 月 2 7 日 開会  
同 日 閉会

和歌山県後期高齢者医療広域連合議会

平成22年7月和歌山県後期高齢者医療広域連合議会定例会

議事日程（第1号）

平成22年7月27日（火）

- 日程第 1 議席の指定
- 日程第 2 会議録署名議員の指名
- 日程第 3 会期決定について
- 日程第 4 承認第 7号 専決処分の承認を求めることについて（平成21年度和歌山県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第4号））
- 日程第 5 承認第 8号 専決処分の承認を求めることについて（平成21年度和歌山県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算（第4号））
- 日程第 6 承認第 9号 専決処分の承認を求めることについて（和歌山県後期高齢者医療広域連合職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例）
- 日程第 7 承認第10号 専決処分の承認を求めることについて（和歌山県市町村総合事務組合理約の一部を改正する規約）
- 日程第 8 承認第11号 専決処分の承認を求めることについて（和歌山県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例及び和歌山県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例）
- 日程第 9 認定第 1号 平成21年度和歌山県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第10 認定第 2号 平成21年度和歌山県後期高齢者医療広域連合特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第11 議案第 8号 平成22年度和歌山県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算（第1号）
- 日程第12 議案第 9号 和歌山県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任につき議会の同意を求めることについて
- 日程第13 議案第10号 和歌山県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任につき議会の同意を求めることについて

## 会議に付した事件

日程第 1 議席の指定から

日程第 3 会期決定についてまで

追加日程 議長の辞職について

追加日程 議長の選挙

追加日程 副議長の辞職について

追加日程 副議長の選挙

日程第 4 承認第 7号 専決処分の承認を求めることについて（平成21年度和歌山  
県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第4号））  
から

日程第13 議案第10号 和歌山県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任につき  
議会の同意を求めることについてまで

## 出席議員（24名）

1番	井口弘君	2番	中尾友紀君
3番	出口茂治君	4番	松浦健次君
5番	堀川明君	6番	平井俊哉君
9番	亀岡雅文君	10番	上野耕志君
11番	仲尾元雄君	13番	福井健次君
14番	西山茂之君	15番	小松英夫君
16番	畑中秀敏君	17番	楠部重計君
21番	藤本良昭君	22番	小川猛君
23番	原孝文君	24番	西尾智朗君
25番	奥田誠君	26番	岡本克敏君
28番	三原勝利君	29番	佃奈津代君
30番	佐古守君	31番	川勝昇君

## 欠席議員（6名）

7番	久保隆一君	8番	辻本宏君
18番	栗茂夫君	19番	金崎昭仁君
20番	上野諭君	27番	森本隆夫君

説明のための出席者

広域連合長	中村 慎司 君	副広域連合長	奥田 貢 君
事務局 長	梶村 智 君	総務課 長	久留米 啓史 君
業務課 長	栗林 哲夫 君	総務課 長 補佐	高岡 秀人 君
業務課 長 補佐	椎木 宏修 君	業務課 長 補佐	宮本 昌彦 君
業務課 長 補佐	秋山 智彦 君		

事務局職員出席者

書記 長	谷村 憲一	書記	五島 隆成
------	-------	----	-------

午後1時00分 開議

○議長 ただいまから平成22年7月27日招集の和歌山県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配付しているとおりであります。

この際、新たに広域連合議会議員に選出されました議員の仮議席の指定を行います。

このほど、新しく広域連合議会議員に、御坊市の平井俊哉議員、白浜町の西尾智朗議員、日高川町の原孝文議員、上富田町の奥田誠議員、海南市の出口茂治議員、高野町の西山茂之議員が選出されました。

仮議席は、ただいま御着席の議席と指定します。

日程に入るに先立ち、広域連合長から招集のあいさつのため発言を求められていますので、これを許可します。

広域連合長、中村慎司君。

〔連合長 中村慎司君 登壇〕

○連合長 こんにちは。ご挨拶を申し上げる前に7月上旬、集中豪雨による土砂災害等で甚大な被害を受けられた自治体もあるようでありまして、まずお見舞いを申し上げたいとそうに思います。一日も早い地域の復興をお祈りするものでございます。

それでは開会に当たり一言ごあいさつ申し上げます。

本日ここに和歌山県後期高齢者医療広域連合議会7月定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には、大変お忙しい中、御出席を賜り誠にありがとうございます。

去る5月12日に、県下市町村長の皆様の温かいご支援により、三代目の広域連合長に就任をさせていただくことになりました紀の川市長の中村でございます。

議員ご承知のように、広域連合は、後期高齢者の皆様の医療保険制度の運営主体として、平成19年2月に設立されました。当時玉置有田市長、初代連合長として就任され、20年4月の制度施行に向け、運営体制の構築に尽力されました。ところが、国民の皆様から種々の御意見・御批判をいただく中、被保険者証の未着等も重なり、順調な制度のスタートとはなかなかありませんでした。

このような中、真砂田辺市長さんが、第二代目広域連合長に就任され、度重なる保険料負担軽減等の改善策に対応されるとともに、平成22・23年度の新しい保険料率の制定を行うなど、被保険者の皆様の負担軽減と安定した制度運営に努めてられて参りました。

しかし、昨年の政権交代後、後期高齢者医療制度は廃止するとされ、現在、厚生労働大臣のもとに、高齢者医療制度の改革会議が設置され、平成25年度から新しい制度のあり方について、検討が重ねられているところであります。

このような中、広域連合長に就任いたしました私にとりましては、誠に身の引き締まる思いでございます。8月末には、新しい制度の基本骨格が、そして12月には最終案が示され、国民皆保険制度が誕生して50年を迎える平成23年の通常国会に関連法案が提出される予定となっております。地域保険として、高齢者医療制度と国民健康保険制度の再構築がなされるという、大きなうねりが進んでおるわけであります。

国民健康保険制度が構築された当時とは、時代背景も大きく異なり、経済成長も停滞する中、国政におきましては、個別政策には相違はあるものの、与野党とも国民の生命、健康、生活を支える社会保障制度を充実させていくという共通の認識を持たれておるわけであります。

丁寧な議論を重ね、従来の財政論を主体とした制度ではなく、現在の社会情勢に適合した、分かりやすく平等で公平な医療制度が構築されることを強く望むものでございます。

広域連合を構成する30市町村と連携を一層強化し、被保険者の皆様のご理解を得ながら、安心して、そしてご利用いただきやすい現行制度の運営を行うとともに、新しい制度の構築に被保険者の皆様の声が反映されるよう努めてまいりたいと思います。今後とも議員の皆様方のお力添えを賜りますようよろしくお願い申し上げます。

さて、本定例会におきましては、専決処分に係る承認事項5件、平成21年度決算に係る認定事項2件、予算に関するもの1件、その他2件についてご審議をお願いするものでございます。十分ご審議の上、ご賛同賜りますよう心からお願い申し上げます、召集のご挨拶といたします。ありがとうございました。

○議長 日程第1「議席の指定」を行います。

今回新たに広域連合議会議員に選出されました議員の議席は、会議規則第3条第1項の規定により、議長において、お手元に配付の議席表のとおり指定します。

次に、日程第2「会議録署名議員の指名」を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第72条の規定により、議長において17番楠部重計君、および31番川勝昇君を指名します。

次に、日程第3「会期決定について」を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日1日間としたいと思います。これにご異議あり

ませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長 ご異議なしと認めます。よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

次に、諸般の報告をさせます。

書記長、ご報告願います。

○書記長 ご報告いたします。

平成22年7月13日付、和広第82号をもって、広域連合長から本日招集の和歌山県後期高齢者医療広域連合議会定例会に提出する議案が送付されております。議案はお手元に配付いたしております。

次に、平成22年3月13日付、和広監第13号、同年4月22日付、和広監第1号、同年5月20日付、和広監第2号、同年6月23日付、和広監第3号、同年7月23日付、和広監第4号をもって、監査委員から例月出納検査の結果に関する報告が参っております。

写しはお手元に配付いたしております。以上でございます。

○議長 暫時休憩いたします。

午後1時09分休憩

午後1時10分再開

○副議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

報告します。

議長松浦健次君から議長の辞職願が提出されました。

お諮りします。

この際、「議長の辞職について」を日程に追加し、議題とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○副議長 ご異議なしと認めます。

よって、この際、「議長の辞職について」を日程に追加し、議題とすることに決しました。

「議長の辞職について」を議題とします。

地方自治法第117条の規定により、松浦健次君の退席を求めます。

〔松浦健次君 退席〕

○副議長 辞職願を朗読させます。

書記長、お願いします。

○書記長

辞 職 願

この度一身上の都合により、議長を辞職したいので、許可されるようお願い出ます。

平成22年7月27日

和歌山県後期高齢者医療広域連合議会 議長 松浦健次

和歌山県後期高齢者医療広域連合議会 副議長 佃奈津代 殿

以上でございます。

○副議長 お諮りします。

松浦健次君の議長の辞職を許可することに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○副議長 ご異議なしと認めます。

よって、松浦健次君の議長の辞職を許可することに決しました。

松浦健次議員、どうぞ入場してください。

〔松浦健次君 入場・着席〕

○副議長 ただいま議長が欠員となっております。

お諮りします。

この際、「議長の選挙」を日程に追加し、選挙を行いたいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○副議長 ご異議なしと認めます。

よって、この際、「議長の選挙」を日程に追加し、選挙を行うことに決しました。

お諮りします。

ただいま行うことに決しました選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選の方法にしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○副議長 ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選によることに決しました。

お諮りします。

指名の方法につきましては、副議長において指名することにしたいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○副議長 ご異議なしと認めます。

よって、副議長において指名することに決しました。

それでは、議長に堀川明君を指名します。

お諮りします。

ただいま指名しました堀川明君を議長の当選人と定めることに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○副議長 ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました堀川明君が議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました堀川明君が議場におられますので、本席から会議規則第31条第2項の規定による報告をします。

堀川明君、登壇願います。

〔堀川 明君 登壇〕

○堀川議員 それでは、一言ごあいさつ申し上げます。

皆様方のご推挙によりまして、和歌山県後期高齢者医療広域連合議会議長に当選させていただきました有田市の堀川でございます。皆様のご協力を得ながら責務を全うする所存でございますので、議員各位におかれましては、ご指導ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。よろしく申し上げます。

○副議長 それでは、議長、議長席へお着き願います。

〔副議長自席へ、議長着席〕

○議長 それでは4番、松浦健次君。前議長より議長退任のご挨拶をいただきます。

〔松浦健次君 登壇〕

○松浦議員 第4代議長として1年間務めさせていただきました。皆様方のご協力本当にありがとうございました。

今後は、一議員として、皆様とともに一生懸命勉強してまいりたいと思いますのでよろしくお願ひいたします。ありがとうございました。

○議長 報告します。

副議長佃奈津代君から副議長の辞職願が提出されました。

お諮りいたします。

この際、「副議長の辞職について」を日程に追加し、議題とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長 ご異議なしと認めます。

よって、この際、「副議長の辞職について」を日程に追加し、議題とすることに決しました。

「副議長の辞職について」を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、佃奈津代君の退席を求めます。

〔佃奈津代君 退席〕

○議長 辞職願を朗読させます。

○書記長

#### 辞 職 願

この度一身上の都合により、副議長を辞職したいので、許可されるようお願い出ます。

平成22年7月27日

和歌山県後期高齢者医療広域連合議会 副議長 佃奈津代

和歌山県後期高齢者医療広域連合議会 議長 堀川明殿

以上でございます。

○議長 お諮りいたします。

佃奈津代君の副議長の辞職を許可することに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長 ご異議なしと認めます。

よって、佃奈津代君の副議長の辞職を許可することに決しました。

〔佃奈津代君 入場・着席〕

○議長 ただいま副議長が欠員となっております。

お諮りいたします。

この際、「副議長の選挙」を日程に追加し、選挙を行いたいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長 ご異議なしと認めます。

よって、この際、「副議長の選挙」を日程に追加し、選挙を行うことに決しました。  
お諮りします。

ただいま行うことに決しました選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選の方法によりたいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長 ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選によることに決しました。  
お諮りいたします。

指名の方法については、議長において指名することにしたいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長 ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決しました。

副議長に三原勝利君を指名します。

お諮りします。

ただいま指名しました三原勝利君が副議長の当選人と定めることに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長 ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました三原勝利君が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました三原勝利君が議場におられますので、本席から会議規則第31条第2項の規定による告知をします。

三原勝利君、登壇願います。

〔三原勝利君 登壇〕

○副議長 太地町の三原でございます。

副議長に推挙いただきましてありがとうございます。顧みますと浅学非才、反省するところもたくさんあるんですけど、皆様のご指導を頂きまして、本議会の運営について議長を補佐し、頑張っていきたいと考えております。どうぞよろしくお願いたします。

○議長 29番、佃奈津代さんの副議長退任のご挨拶を受けたいと思います。

〔佃奈津代君 登壇〕

○佃議員 1年間副議長をさせていただきましたところではありますが、これからも議長、副議長を支えてこの広域連合の議会をしっかりと勉強していきたいと思っております。どうも1年間ありがとうございました。

○議長 次に、日程第4、承認第7号「専決処分の承認を求めることについて」から、日程第8、承認第11号「専決処分の承認を求めることについて」までの5件を一括議題とし、当局からの提案理由の説明を求めます。

どうぞ。

〔連合長 中村慎司君 登壇〕

○連合長 ただいま上程をされました、承認第7号から承認第11号の説明の前に、一言お祝いの言葉を申し上げたいと思っております。

先程から正副議長選挙におきまして、広域連合議会の議長に堀川議員、そして副議長に三原議員が御就任されました。お二人のご就任を心からお喜び申し上げます。よろしく申し上げます。

また、昨年7月から議長を務めていただきました松浦議員、また副議長を務めていただきました佃議員に対しましては、広域連合並びに広域連合議会の運営にご尽力いただきましたこと、本席をお借りいたしまして心から厚く感謝申し上げます。ありがとうございました。

それでは、承認関係につきましては、ご説明申し上げたいと思っております。

承認関係につきましては、一般会計において、平成22・23年度の新しい保険料率の周知・広報を行うための特別会計繰出金の補正、特別会計において、その周知・広報経費及び保険料相当分となる余剰金を医療給付費準備基金に積み立てる補正を行うとともに、所要の財源の補正を行ってまいります。また、一般職の職員の給与等に関する法律及び国家公務員の育児休業等に関する法律の改正に伴う関係条例の改正及び和歌山県市町村総合事務組合への新規加入団体に係る同事務組合格約の一部変更をそれぞれ専決処分いたしてまいります。

以上、承認関係につきましてご説明申し上げます。詳細につきまして事務局長から説明をいたしますので、議員の皆様におかれましては、慎重御審議の上、御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長 次に補足説明を許可します。

事務局長、梶村智君

〔事務局長 梶村 智君 登壇〕

○事務局長 それでは、承認第7号から承認第11号までにつきまして、一括してご説明申し上げます。

議案書の1ページをお開き願います。

承認第7号は、平成21年度一般会計予算において、平成22・23年度の新しい保険料率の周知・広報を行うため、特別会計繰出金及び所要の財源の補正を行ったもので、3月30日付けで広域連合長専決処分により措置いたしましたものでございます。

次に、5ページをお開き願います。

承認第8号は、平成21年度特別会計において、広報・周知経費及び保険料相当分の剰余金を後期高齢者医療給付費準備基金に積立てるとともに、所要の財源の補正を行ったものでございます。

8ページをお開き願います。

第2款国庫支出金、第2項国庫補助金、第4目円滑運営事業費補助金2,233万5,000円は、低所得者の保険料負担軽減措置の実施に伴う財源補填として交付を受けたもので、平成20年度交付分に係る不足分でございます。

3月30日付けで、広域連合長専決処分により措置いたしましたものでございます。

次に、10ページをお開き願います。

承認第9号は、一般職の職員の給与等に関する法律が改正され、昨年11月30日に公布されたところでございますが、同法の中で地方公務員法について一部改正が行われており、本年4月1日から施行されることに伴い、和歌山県後期高齢者医療広域連合の連合職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例につきまして、4月1日付けで、広域連合長専決処分により措置いたしましたものでございます。

主な改正内容は、月60時間を超える時間外勤務に係る時間外勤務手当の支給割合の引上げ、当該時間外勤務手当を支給すべき職員に対して、その支給に代えて時間外勤務代休時間を指定できること、及び当該時間外勤務代休時間には、特に勤務を要する勤務をすることを命ぜられる場合を除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しないとす新たな規定を設けるとともに、所要の改正を、和歌山県後期高齢者医療広域連合職員の給与等に関する条例、和歌山県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び和歌山県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例について、それ

ぞれ所要の改正を行ったものでございます。

次に、22ページをお開き願います。

認定第10号は、和歌山県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の増加により、同組合規約の一部変更につきまして、4月1日付けで広域連合長専決処分により措置いたしましたものでございます。改正内容は、平成22年4月1日から紀の海広域施設組合を加入させるものでございます。

次に、28ページをお開き願います。

承認第11号は、国家公務員の育児休業等に関する法律の改正により、地方公務員の育児休業等に関する法律が改正され、昨年11月30日に公布されたところでございますが、同法の中で、地方公務員の育児休業等に関する法律について一部改正が行われており、本年6月30日から施行されることに伴い、和歌山県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例及び和歌山県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正につきまして、6月30日付けで広域連合長専決処分により措置いたしましたものでございます。

主な改正内容は、育児・介護のための両立支援として、職員の配偶者の就業や育児休業の取得の有無に関わらず、育児休業を取得可能とすること等の所要の改正を、和歌山県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例において、職員の配偶者の就業等の有無に関わらず、育児のための早出遅出勤務及び時間外勤務の制限の請求ができる等、所要の改正を和歌山県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例において、それぞれ行ったものでございます。以上でございます。

○議長 以上で提案理由の説明は終わりました。

この際、ただいま議題となっている5件のうち、まず日程第4、承認第7号「専決処分の承認を求めることについて」の質疑・討論・採決を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長 質疑なしと認めます。

○議長 これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長 討論なしと認めます。

○議長 これより、承認第7号「専決処分の承認を求めることについて」を採決いたします。

す。

本件は、原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長 全員起立

よって、承認第7号は、原案のとおり承認することに決しました。

○議長 次に、日程第5、承認第8号「専決処分の承認を求めることについて」の質疑・討論・採決を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長 質疑なしと認めます。

○議長 これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長 討論なしと認めます。

○議長 これより、承認第8号「専決処分の承認を求めることについて」を採決します。

本件は、原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長 起立全員であります。

よって、承認第8号は、原案のとおり承認することに決しました。

○議長 次に、日程第6、承認第9号「専決処分の承認を求めることについて」の質疑・討論・採決を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長 質疑なしと認めます。

○議長 これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長 討論なしと認めます。

○議長 これより、承認第9号「専決処分の承認を求めることについて」を採決します。

本件は、原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長 起立全員であります。

よって、承認第9号は、原案のとおり承認することに決しました。

○議長 次に、日程第7、承認第10号「専決処分の承認を求めることについて」の質疑・討論・採決を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長 質疑なしと認めます。

○議長 これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長 討論なしと認めます。

○議長 これより、承認第10号「専決処分の承認を求めることについて」を採決します。

本件は、原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長 起立全員であります。

よって、承認第10号は、原案のとおり承認することに決しました。

○議長 次に、日程第8、承認第11号専決処分の承認を求めることについて」の質疑・討論・採決を行います。

質疑はありませんか。

29番、佃奈津代君

○佃議員 はい。どこでも育児休暇に関するっていうのは出てるんですけども、こういったことは大変いいことなんですけれども、ただ1点ですね、定められたけれども、果たして実態として、こういうきちっとした休暇が取れる雰囲気であるとか、やっぱり職場の中でのそういう取りにくい状況になってしまうのではないかと懸念がありますけれども、連合長は、こういったところ、どういう決心で職場を取り仕切っていこうという決意でしょうか。

○議長 広域連合長、中村慎司君

○連合長 佃議員のご質問にお答えしたいと思います。国の方での色々な少子化対策等々あると思うんですが、そんな中で、もちろん少子化だけではなしに日常の勤務の中で、振り替え等々考えていくということも踏まえてると思うんですが、市職町職、村役場の職員と同等に、この後期高齢の組合に携わる職員もその方向でということで、準じてやるというわけじゃないんですが、市役所なり町役場なり、村役場等々の職員がやはりそういうこ

とをどんどん取り入れてやっていけるような各市町村とも対応をお願いしたいと、その中で、この後期高齢の職員さんも同じような立場で活用していただけるように進めていけたらなど、このように思っております。

○議長 よろしいですか。他に質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長 質疑なしと認めます。

○議長 これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長 討論なしと認めます。

○議長 これより、承認第11号「専決処分の承認を求めることについて」を採決します。

本件は、原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長 起立全員であります。

よって、承認第11号は、原案のとおり承認することに決しました。

○議長 次に、日程第9、認定第1号、「平成21年度和歌山県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について」及び日程10、認定第2号「平成21年度和歌山県後期高齢者医療広域連合特別会計歳入歳出決算の認定について」の2件を一括議題として、当局から提案理由の説明を求めます。

○議長 連合長、中村慎司君。

〔連合長 中村慎司君 登壇〕

○連合長 上程されました認定第1号及び認定第2号につきましては、その概要説明を申し上げます。

認定関係につきましては、平成21年度一般会計及び特別会計の決算についてで、議会の認定に付するものでございます。

詳細につきましては事務局長から説明をいたしますので、議員の皆様におかれましては、慎重御審議の上、御賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長 次に、補足説明を許可します。

事務局長、梶村智君。

〔事務局長 梶村 智君 登壇〕

○事務局長 平成21年度和歌山県後期高齢者医療広域連合一般会計及び特別会計歳入歳

出決算に関し、認定第1号及び認定第2号につきまして、一括してご説明申し上げます。

また、地方自治法第233条第3項の規定による「監査委員の意見書」を添付するとともに、同法同条第5項の規定による「平成21年度主要施策の成果等報告書」も併せて提出しております。

39ページをお開き願います。

認定第1号、平成21年度和歌山県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入・歳出決算でございます。以下、別添の平成21年度和歌山県後期高齢者医療広域連合決算書に沿って説明をさせていただきます。

決算書2・3ページをお開き願います。

歳入におきましては、21億243万250円でございます。これは、対前年度比52.3%の増となっております。

4・5ページをお開き願います。

歳出におきましては、20億4,941万3,985円でございます。これは、対前年度比52.1%の増となっております。以下詳細について、事項別明細書によりご説明申し上げます。

6・7ページをお開き願います。

歳入でございます。

第1款分担金及び負担金、第1項負担金、第1目市町村分賦金、収入済額1億4,600万円は、構成30市町村からの事務費分賦金でございます。

第2款国庫支出金、第1項国庫負担金、第1目民生費国庫負担金、収入済額1,618万6,050円は、みなべ町及び上富田町に係る保険料不均一賦課に伴う財源補填として、国がその2分の1を負担するものでございます。

第2項国庫補助金、第1目民生費国庫補助金、収入済額10億7,716万3,071円は、平成21年度における低所得者の保険料負担軽減措置、均等割額8.5割軽減の実施や平成22年度に実施する被用者保険の被扶養者であった方の保険料負担の激変緩和措置及び低所得者の保険料負担軽減措置の実施、均等割の9割・8.5割軽減、所得割の5割軽減に伴う財源補填を図るために交付を受けたものでございます。

第3款県支出金、第1項県負担金、第1目民生費県負担金1,618万6,050円は、みなべ町及び上富田町に係る保険料不均一賦課に伴う財源の補填として、県がその2分の1を負担するものでございます。

第4款財産収入、第1項財産運用収入、第1目利子及び配当金は、後期高齢者医療制度臨時特例基金の原資運用に伴う利子収入でございますが、その原資は保険料軽減策の実施に伴う財源補填等として交付される国庫支出金を充てることとされてございますが、財源補填として交付される国庫支出金が複数となったことから、その動向を十分に見込むことができなかつたことから、運用を行わなかつたものでございます。

第5款繰入金、第1項基金繰入金、第1目後期高齢者医療制度臨時特例基金繰入金 8億 1,375万 613円は、保険料激変緩和措置等の実施のための財源として同基金から繰り入れるものでございます。

第6款繰越金、第1項繰越金、第1目繰越金 3,271万 6,219円は、平成20年度からの繰越金でございます。

8・9ページをお開き願います。

第7款諸収入、第1項預金利子、第1目預金利子、収入済額 5万 5,511円は、公金の管理・運用に伴う預金利子でございます。

第2項雑入、第1目雑入、収入済額 37万 2,736円は、派遣職員2名の家賃自己負担分等でございます。

以上で歳入の説明を終わりました、歳出に移らせていただきます。

10・11ページをお開き願います。

第1款議会費、第1項議会費、第1目議会費、支出済額 194万 9,849円は、広域連合議会の運営等に要した経費でございます。

第2款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費、支出済額 1億 2,397万 8,307円は、広域連合への派遣職員の人件費及び広域連合事務局の運営に要した経費でございます。執行率は、94.8%でございます。

主なものは、14自治体からの広域連合への派遣職員の人件費相当分として、第3節職員手当等、第4節共済費のうち、地方公務員災害補償基金負担金、13ページをお開き願います。第19節負担金補助及び交付金のうち、派遣職員給与等負担金を合わせ、1億 454万 5,059円、また、事務所の維持管理に要する経費として、11節需用費のうち、光熱水費、14節使用料及び賃借料のうち、事務所借料、19節負担金補助及び交付金のうち、事務所電気代等負担金を合わせ、788万 4,550円となっており、義務的、固定的な経費といたしまして、1億 1,242万 9,609円を支出してございます。

なお、10節交際費 5,153円は、広域連合長名で弔電を打電したものでございます。

第2目公平委員会費、支出済額 3,285 円は、公平委員会の運営に要した経費でございます。

14・15ページをお開き願います。

第2項選挙費、第1目選挙管理委員会費、支出済額 3万2,580 円は、選挙管理委員会の運営に要した経費でございます。

第2目広域連合長選挙費、支出済額 8,600 円は、広域連合長選挙に要した経費でございます。

第3目広域連合議会議員選挙費、支出済額 2,190 円は、広域連合議会議員選挙を執行した市町村との事務連絡に要した経費でございます。

第3項監査委員費、第1目監査委員費、支出済額 15万3,390 円は、監査事務の執行に要した経費でございます。

第3款民生費、第1項老人福祉費、第1目後期高齢者医療費、支出済額 11億953万5,171 円は、保険料負担の激変緩和措置等の実施に伴い、国から交付を受けた補助金及び基金原資運用に係る利子の後期高齢者医療臨時特例基金への積立及び保険料不均一賦課に係る国・県からの負担金を財源とした特別会計への繰出金でございます。

第4款公債費、第1項公債費、第1目利子につきましては、一時借り入れを行うことなく、順調に資金繰りを行ったため支出はございません。

16・17ページをお開き願います。

第5款諸支出金、第1項特別会計繰出金、第1目特別会計繰出金、支出済額 8億1,375万613 円は、保険料負担の激変緩和措置実施に伴う財源補填及び広報経費等の財源として特別会計へ繰り出したものでございます。執行率は、99.6%でございます。

第6款予備費、第1項予備費、第1目予備費につきましては、充用はございません。

また、不用額 1,253万1,015 円の主なものは、一般管理費において、派遣職員給与等負担金 238万1,817 円、特別会計繰出金において、353万8,387 円でございます。

なお、歳入・歳出とも翌年度への繰越はございません。

18ページをお開き願います。

ただいまご説明をさせていただきました歳入・歳出の結果、実質収支は5,301万6,265 円の黒字となっております。

議案書40ページへお戻り願います。

承認第2号、平成21年度和歌山県後期高齢者医療広域連合特別会計歳入・歳出決算

でございます。以下、別添の平成21年度和歌山県後期高齢者医療広域連合決算書に沿って説明させていただきます。

決算書20・21ページをお開き願います。

歳入におきましては、1,200億2,928万7,583円でございます。

22・23ページをお開き願います。

歳出におきましては1,154億6,231万60円でございます。以下詳細について、事項別明細書によりご説明申し上げます。

26・27ページをお開き願います。

歳入でございます。

第1款分担金及び負担金、第1項負担金、第1目市町村分賦金、収入済額195億4,726万7,161円は、構成30市町村からの分賦金でございます。

事務費分として4億8,976万円のほか、保険給付費の財源となるものとしまして、市町村において収納した保険料相当分等として 保険料負担金70億9,216万3,824円、公費負担分として、療養給付費負担金95億9,980万4,825円、保険料の減額賦課に伴う財源補填として保険基盤安定制度負担金23億6,553万8,512円でございます。

第2款国庫支出金、第1項国庫負担金、第1目療養給付費負担金、収入済額283億7,158万5,280円、第2目高額医療費負担金、収入済額3億3,859万1,948円は、保険給付費の公費負担分として国が負担するものでございます。

第2項国庫補助金、第1目保健事業費国庫補助金、収入済額1,139万6,000円は、健康診査実施に伴う財源として、第2目調整交付金、収入済額108億448万8,000円は、広域連合間の被保険者に係る所得格差是正分として普通調整交付金108億180万8,000円、高額療養費特別支給金の財源として特別調整交付金268万円を、第3目特別高額医療共同事業費補助金、収入済額917万8,503円は、特別高額医療共同事業に係る支援として、第4目円滑運営事業費補助金、収入済額2,233万4,718円は、平成20年度に実施した保険料軽減措置、均等割額8.5割軽減及び所得割額5割軽減の財源補填としてすでに収納した額との差額分として、それぞれ収入いたしております。

また、第5目医療費適正化事業費補助金、収入済額161万7,000円は、医療費通知のお知らせ欄を活用し、後発医薬品の普及・使用促進を行ったこと等により交付を受けたものであり、交付決定が遅れたことから、予算措置に至らなかったものでございます。

28・29ページをお開き願います。

第3款県支出金、第1項県負担金、第1目療養給付費負担金、収入済額 90 億 5,472 万 3,501 円、第2目高額医療費負担金、収入済額 3 億 3,859 万 7,409 円は、保険給付費の公費負担分として県が負担するものでございます。

第4款支払基金交付金、第1項支払基金交付金、第1目後期高齢者交付金、収入済額 470 億 6,678 万 4,000 円は、保険給付費に係る他の保険者からの支援分として収納したものでございます。

第5款共同事業交付金、第1項共同事業交付金、第1目特別高額医療費共同事業交付金、収入済額 1,709 万 2,905 円は、全広域連合が共同して行う著しく高額な医療費の緩和事業の財源として、収納したものでございます。

第6款財産収入、第1項財産運用収入、第1目利子及び配当金、収入済額 18 万 274 円は、後期高齢者医療給付費準備基金の原資運用に伴う預金利子でございます。

第7款繰入金、第1項繰入金、第1目一般会計繰入金、収入済額 3,237 万 2,100 円は、保険料不均一賦課に係る財源補填として、第2目その他一般会計繰入金、収入済額 8 億 1,375 万 613 円は、被扶養者及び低所得者の保険料負担軽減措置実施に伴う財源補填及び制度の広報経費の財源として繰り入れを受けたものでございます。

なお、第3目基金繰入金については、繰り入れを行ってございません。

30・31ページをお開き願います。

第8款繰越金、第1項繰越金、第1目繰越金、収入済額 34 億 7,914 万 32 円は、平成20年度からの繰越金でございます。

第9款諸収入、第1項延滞金、加算金及び過料、第1目延滞金については収入はございません。

第2項預金利子、第1目預金利子、収入済額 407 万 6,048 円は、公金の管理・運用に伴う預金利子でございます。

第3項雑入、第1目返納金、収入済額 247 万 138 円は、保険給付費の請求誤りによる返納金でございます。

第2目雑入については、収入はございません。

第3目第三者納付金、収入済額 1 億 1,364 万 1,953 円は、交通事故等・第三者の行為によって生じた保険給付に係る返納金でございます。

以上の結果、保険給付の財源及び保険料軽減措置の実施に伴う財源補填として、歳入総額の 96.6%にあたる 1,160 億 977 万 8,717 円を収入してございます。

以上で歳入の説明を終わりました、歳出に移らせていただきます。

32・33ページをお開き願います。

第1款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費、支出済額30億6,926万2,991円は、被保険者の資格管理や保険料の賦課及び保険給付の管理等、後期高齢者医療事務の執行に要した経費でございます。執行率は、98.7%でございます。

主なものは、医療費通知の送付や構成30市町村と広域連合を結ぶ専用回線使用料など、12節役務費、支出済額5,630万2,452円、円滑な制度運営を行うため国保連合会に委託するレセプト点検、レセプトデータの画像処理、葬祭費の支給等の各種業務委託及び標準システムの適正な運用等を委託する13節委託料、支出済額3億442万653円、電算機器のリースに要する14節使用料及び賃借料、支出済額9,567万1,800円、平成20年度に交付を受けた国庫支出金等の精算に伴う23節償還金利子及び割引料、支出済額25億6,907万3,079円、返還金の内訳は、国庫への返還分11億4,285万4,907円、県への返還分3,349万329円、市町村への返還分7億462万9,881円、支払基金への返還分6億4,642万9,762円でございます。

また、18節備品購入費のうち、3,808万5,600円の支出は、標準システムのサーバ追加経費でございます、前年度からの繰越明許費での支出でございます。

第2項賦課徴収費、第1目賦課徴収費、支出済額35万4,139円は、被用者保険の被扶養者であった方の情報突合等に要した経費でございます。

34・35ページをお開き願います。

第2款保険給付費、第1項療養諸費、第1目療養給付費、支出済額1,073億4,931万3,530円は、入院、入院外、歯科、食事療養費、薬剤、訪問看護等に要した保険給付でございます。執行率は、96.0%でございます。

第2目療養費、支出済額22億60万7,114円は、一般診療、補装具、柔道整復、アンマ・マッサージ、鍼灸等に要した保険給付でございます。執行率は、95.8%でございます。

第3目審査支払手数料、支出済額3億5,667万2,395円は、レセプトの審査及び医療機関への支払業務についての国保連合会への手数料でございます。執行率は、97.1%でございます。

第2項高額療養諸費、第1目高額療養費、支出済額11億7,510万873円は、医療費の支払額が高額となり、一定の基準額を超えた場合に支給する保険給付でございます。執行率は、99.1%でございます。

第2目高額介護合算療養費、支出済額 233 万 2,035 円は、医療費及び介護サービス費の支払額が高額となり、一定の基準額を超えた場合に支給する保険給付でございます、本年度が初めての支出となります。なお、構成市町村において介護保険システムの改修を必要とするところが生じ、その進捗度合いに差異が生じたことから、予算措置を行うことができず、執行率は、2.5%となっております。

第3項葬祭諸費、第1目葬祭費、支出済額 2 億 4,951 万円は、被保険者の死亡に伴い、定額 3 万円の保険給付を行ったものでございます。執行率は、92.7%でございます。

第3款、第1項、第1目財政安定化基金拠出金、支出済額 1 億 368 万 3,436 円は、県に設置する同基金への拠出金でございます。

第4款、第1項、第1目特別高額医療費共同事業拠出金、支出済額 1,429 万 6,525 円及び第2目特別高額医療費共同事業事務費拠出金、支出済額 8 万 8,727 円は、ともに国保中央会への拠出金でございます。

36・37ページをお開き願います。

第5款保健事業費、第1項健康保持増進事業費、第1目健康診査費、支出済額 6,595 万 5,311 円は、健康診査の実施に要した経費でございます。執行率は 48.5%でございます。

主なものは、健康診査実施医療機関への健診委託及び国保連合会への健診データの管理等を委託した、13節委託料、支出済額 6,587 万 5,466 円でございます。

なお、執行率が低迷しておりますのは、昨年からの健診実施であり、医療機関において速やかに請求行為がなされているという確証を得ることができなかったことから、予算措置に至らなかったためでございます。

第6款基金積立金、第1項基金積立金、第1目後期高齢者医療給付費準備基金積立金支出済額 8 億 6,875 万 8,516 円は、本年度収入した保険料負担金と保険給付費等、それを財源として支出した経費との差額、いわゆる剰余金見込額を同基金に積み立てたものでございます。その結果、平成22・23年度における保険料負担軽減の財源の一部として、県に設置する財政安定化基金からの交付を予定しておりましたが、自主財源を持って対応できることとなりました。

第7款公債費、第1項公債費、第1目利子につきましては、一時借入を行うことなく、順調に資金繰りを行ったため、支出はございません。

第8款諸支出金、第1項償還金及び還付加算金、第1目保険料還付金、支出済額 418 万 3,350 円は、構成市町村において還付未済となっていた保険料の還付に要したもので

ございます。

第2目償還金及び第3目還付加算金については、支出はございません。

第4目高額療養費特別支給金、支払済額 219 万 1,118 円は、高額療養費の支給に関して関係政令が改正されましたが、その適用対象外となった期間の高額療養費相当分について支給するものでございます。なお、財源は全額国から交付を受けてございます。

第9款予備費、第1項予備費、第1目予備費につきましては、充用はございません。

また、不用額 48 億 9,696 万 2,940 円のうち、47 億 5,671 万 2,053 円は、款、保険給付費に係るものでございます。

40 ページをお開き願います。

ただいまご説明をさせていただきました歳入・歳出の結果、実質収支は 45 億 6,697 万 7,523 円の黒字となっております。しかし、この中には、保険給付費の財源として収納した国庫支出金等の精算により、34 億 1,450 万 8,265 円の返還が見込まれることから、実質的な剰余金は、11 億 5,246 万 9,258 円となる見込みでございます。

41 ページをお開き願います。

財産に関する調書でございます。財産として保有するものは、物品及び基金でございます。物品につきましては、先程特別会計・歳出のところでご説明をさせていただきました標準システムに係るバッチ処理サーバー式を追加購入したものでございます。

基金につきましては、後期高齢者医療制度臨時特例基金及び後期高齢者医療給付費準備基金の2基金を設置してございます。21年度末の現在高は、それぞれ、12 億 9,680 万 4,016 円、15 億 7,945 万 9,516 円 となっております。

以上で、説明を終わらせていただきます。

○議長 以上で、提案理由の説明は終わりました。

この際、ただいま議題となっている2件のうち、まず、日程第9、認定第1号「平成21年度和歌山県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について」の質疑・討論・採決を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長 質疑なしと認めます。

○議長 これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長 討論なしと認めます。

○議長 これより、認定第1号「平成21年度和歌山県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について」を採決いたします。

本件は、原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長 全員起立であります。

よって、認定第1号は、原案のとおり認定することに決しました。

○議長 次に、日程第10、認定第2号「平成21年度和歌山県後期高齢者医療広域連合特別会計歳入歳出決算の認定について」の質疑・討論・採決を行います。

質疑はありませんか。

○議長 23番、原孝文君。

○原議員 はい、あの初めてこの議会に出席させていただいたんでまだ分からないところがたくさんあるんですけど、まあ素人やということで、ご勘弁願いたい質疑を2点ほど行いたいと思います。

1点は、歳出の方の総務費の委託料の中で、1億3,400万何がしという代行業務委託料というのがあるんです。これについてちょっと説明をしていただきたいのと、このように思います。

それと2点には、これも大きな問題なんですけど、保健事業の執行率が非常に悪いと、監査委員さんの意見書にもあるとおりでありますけど、この対策について、本年度22年度で一応対策はしていると思うんですけどね、21年度の決算を受けて、改めて本年度、また来年度としてどのような格好にやっていくのか、連合長の考えを伺っておきたいのと、このように思うんです。以上です。

○議長 事務局長、梶村智君。

○事務局長 ただいま23番原議員の方から連合長ご指名の質疑ではございますけれども、一定係数的なこともございますので、事務局の方からの答弁ということでお許しを願いたいと思います。

まず1点、歳出総務費の中の委託料ということで、その他委託料というところのご質問でございます。その他委託料につきましては、多種、色んな業務がございますが、主に給付業務に係る部分というものがございまして、その部分について、基本的には職員数の増に繋がることもございますので、国保連合会に委託をして、職員を派遣いただく人数も削

減したいと、そういう趣旨から、国保連合会に委託を行っておるものでございます。その内容でございますが、まず、レセプトの点検業務といたしまして、レセプトの通常の点検に加え、二次点検ということで行っております。それから、概要ということでございますけれども、第三者行為のあるレセプトの抽出であるとか、レセプトを紙ベースで保管するというのではなくて、画像の処理をした上でデータとして保管しておる、それから第三者行為の求償業務であったり、医療費通知の業務であったりというようなところが主なところになろうかと思えます。

それと、2点目、健診と申しますか、保健事業の執行率、まあ非常に悪いというご指摘でございます。先ほど説明の中でもお話させていただきました、私ども実施した健診の率というものは、実際医療機関の方からご請求をいただかないと把握できないという状況でございます。私、以前の経験もございまして、新しい制度が始まったときに、医療機関の請求がですね、通常の医療費のようにですね、きちっと流れるものであれば良いのですが、医療機関によっては請求遅れというようなこともございます。そういったことから、先ほどご説明のとおり、予算措置をせずに、あえて不要額というような選択肢をとらしていただいたところでございます。しかし、議員ご指摘のとおり、20・21という実施期間が過ぎますので、22年度におきましては、適正に予算措置を行って、執行率の向上に努めていきたいと、そういういふうにご考えておるところでございます。以上でございます。

○議長 23番、原孝文君。

○原議員 先ほど委託料の説明を事務局長の方からしていただいたんですけど、私、質問させていただいたのは、事項別明細書の備考欄の一番最後にあります、その他代行業務というのが1億3,434万円という額が出とります。これについて、他にもまあ大きい額があるんですけど、いっぱいあるなと思うんですけどね、ちょっと内容聞きたかったということなんで、もしご説明いただければ再度していただきたいなと思えます。

それから保健事業の方なんですけど、これまあ、色々難しさはあると思うんです。高齢者の健診制度も全然今までと違ってなかなか取っ付き難い、お医者さんへ行くにしても、事前の申し込みとか、ちょっと複雑で面倒くさいというのがあるかと思うんですけど、改良していかなと、今のままではなかなか増えんなど、受診率が4パーセント、5パーセントというところで止まっているなと私思うんですけどね。そこらをどうして行くんなどということですね、もう少し具体的なやっぱり方策というのが必要じゃないかなと思うんですけど、もしそういうのがあったら伺っておきたいと、もしそんなそういうのがあったというより、

ぜひそういうことで頑張って行かならんと思いますんでね、伺いたいと思うんです。  
以上です。

○議長 事務局長 梶村智君。

○事務局長 あの改めて原議員のご質問にお答えをいたします。先ほど、私の方もちょっと勘違いがございまして、委託料の説明のところで、その他代行業務委託料というような部分で、例えば第三者行為であるとか、というようなところも含めてご説明をさせていただきましたけれども、基本的にはレセプトの二次点検であったり、それから療養費にかかる部分の支給決定通知の作成であったり、そういうようなところが主な業務内容でございます。

また、健診の率を上げるということで、具体的な施策はあるのかという問いでございます。これは、当初予算の時にもご説明をさせていただきましたけれども、20年度ベースなんです、お申し込みをいただいた方、これは当初まあ11パーセントぐらいの方が受診されるのかなという過去の実績から推計しておりましたので、それを超える12パーセントのお申し込みをいただいておりますという状況がございました。しかしその申し込みをいただいた中で実際に受診されたという方が非常に少のうございまして、ああいう受診率という結果に繋がっております。そういう意味から22年度におきまして、申込みをしたけれどもなぜ受診に繋がらなかったのかというところにつきまして、被保険者の方にアンケート調査を実施したいなというふうに思っております。それによりまして抽出しました結果からですね、例えばある程度システムの改修が必要かも分かりませんが、医療等をどの程度受けておられる方なのか、というようなことも推測できるのではないのかなということでございますので、まあアンケート調査を実施したうえで、どうしてそういう受診に繋がらなかったかという検証を行ったうえで、具合策があれば対応していきたいなというふうに思っております。以上でございます。

○議長 他に質疑ございませんか。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長 質疑なしと認めます。

○議長 これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長 討論なしと認めます。

○議長 これより、認定第2号「平成21年度和歌山県後期高齢者医療広域連合特別会計

歳入歳出決算の認定について」を採決します。

本件は、原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長 全員起立であります。

よって、認定第2号は、原案のとおり認定することに決しました。

次に、日程第11、議案第8号、平成22年度和歌山県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算（第1号）を議題とし、当局からの提案理由の説明を求めます。

連合長、中村慎司君。

〔連合長 中村慎司君 登壇〕

上程されました、議案につきまして、概要を説明申し上げます。

議案第8号「平成22年度和歌山県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算（第1号）」につきましては、平成21年度に、保険給付費の財源として支払基金から交付を受けた交付金の精算に伴う返還、保険給付費のうち、高額介護合算療養費及び基金積立金の補正を行うとともに、所要の財源の補正を行うものでございます。

以上、提案いたしました議案につきましてはご説明申し上げましたが、詳細につきましては事務局長から説明いたしますので、十分御審議の上、御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長 次に、補足説明を許可します。

事務局長、梶村智君。

〔事務局長 梶村 智君 登壇〕

議案第8号について、ご説明申し上げます。

議案書の41ページをお開き願います。

議案第8号、平成22年度和歌山県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算（第1号）でございます。

46ページをお開き願います。歳出でございます。

平成21年度の保険給付費の財源として交付を受けた後期高齢者交付金の精算に伴う返還金6億3,218万1,000円の増額、そして、先程決算のところでご説明をさせていただきましたが、本来であれば平成21年度中に給付を行う予定であった額の不足分に加え、本年度で給付見込額確定に伴って保険給付費中の高額介護合算療養費2億2,814万2,000円の増額、また、平成21年度の保険料相当分の剰余金を積み立てる後期高齢者医療給付

費準備基金積立金 10 億 8,761 万円の増額を、44 ページにお戻り願います、歳入につきましては、返還金及び後期高齢者医療給付費準備基金積立金の財源として繰越金、保険給付費の財源として市町村分賦金、国庫支出金、県支出金、支払基金交付金、基金繰入金で同額の補正を行ってございます。以上でございます。

○議長 以上で、提案理由の説明は終わりました。

質疑に入ります。質疑はありませんか。

○議長 31 番、川勝昇君。

○川勝議員 基金繰入金の額を押さえてお尋ねしておきたいんですけども、2 つ基金がございまして、特に後期高齢者医療給付費準備基金、適正な基金額をいうのをどのように押さえられておるのか。会計運用上や最低限あるいは基金の運用上どのような基金確保を図っていききたいというような状況にあるのか、お尋ねしておきたいと思いません。

○議長 事務局長、梶村智君。

○事務局長 ただいま 31 番川勝議員の方から、基金のうち、特に医療給付費準備基金の額について、適正な額についてどう考えておるのかという趣旨のご質問だと思います。その適正な額というのは非常に難しいなというふうに理解しております、先ほどの決算のところにもありますけれども、給付費という医療費の支払いに伴うもの、それが対象経費としてあるわけですが、一方、それに伴う保険料収入というようなこともございます。また、保険料相当分として、例えば剰余分が出る財源もございます。そんな中で剰余分として余ったものを基金として積み立てていくということでございますので、その額自体がですね、この額が適正であるという額というのは多分ないのではないかと考えております。ただ、保険料率の算定に当たりまして推計をしたものという部分で考えますと、あまり剰余というものは出るの望ましくないかと、ただし、出ました剰余についても保険料負担等の財源に繰り入れるということであればですね、世代間の中で相互扶助的な考え方のできるのではないかと考えているところでございます。以上でございます。

○議長 他に、ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長 質疑なしと認めます。

○議長 これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長 討論なしと認めます。

○議長 これより、議案第8号「平成22年度和歌山県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算（第1号）」を採決します。

本件は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長 起立全員であります。

よって、議案第8号は、原案のとおり可決することに決しました。

次に、日程第12、議案第9号「和歌山県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任につき議会の同意を求めることについて」及び日程第13、議案第10号「和歌山県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任につき議会の同意を求めることについて」の2件を一括議題とし、当局からの提案理由の説明を求めます。

○議長 広域連合長、中村慎司君。

〔連合長 中村慎司君 登壇〕

ただいま上程をされました議案第9号及び議案第10号は、和歌山県後期高齢者医療広域連合規約第13条に定める任期満了に伴い、同規約第12条第4項の規定に基づき、本広域連合の副連合長として、橋本市長木下善之君、有田川町長中山正隆君をそれぞれ選任いたしたく、議会の同意をお願いするものでございます。なお、両君とも再任をお願いするものでございまして、なにとぞ、ご賛同賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長 以上で提案理由の説明は終わりました。

この際、ただいま議題となっている2件のうち、まず、日程第12、議案第9号「和歌山県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任につき議会の同意を求めることについて」の質疑・採決を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長 質疑なしと認めます。

○議長 これより、議案第9号「和歌山県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任につき議会の同意を求めることについて」を採決します。

原案に同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長 起立全員であります。

よって、議案第9号は、原案に同意することに決しました。

次に、日程第13、議案第10号「和歌山県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任につき議会の同意を求めることについて」の質疑、採決を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長 質疑なしと認めます。

○議長 これより、議案第10号「和歌山県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任につき議会の同意を求めることについて」を採決します。

本件は、原案に同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長 起立全員であります。

よって、議案第10号は、原案に同意することに決しました。

お諮りします。

ただいま本会議において議決されました各案件について、その条項、字句、数字、その他、整理を要するものについては、会議規則第38条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長 異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○議長 以上で、本定例会の日程はすべて終了しました。閉会に当たり、一言ご挨拶申し上げます。本定例会に提出されました諸議案も、議員各位の終始真剣なご審議により、全て議了し、無事閉会の運びとなりました。議員各位に衷心より敬意を表するとともに、ご協力に深く深く感謝申し上げます。

暑さ厳しい折、議員並びに当局の皆様におかれましては、ご自愛いただき、ご健勝で広域連合発展のため、ご精進くださらんことをお願い申し上げて、簡単措辞ではございますが、閉会のご挨拶といたします。

ありがとうございました。

なお、広域連合長から発言を求められておりますので、これを許可します。

はいどうぞ。

〔連合長 中村慎司君 登壇〕

○連合長 閉会に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

議員各位には、大変慎重かつ熱心に御審議をいただき、貴重なご意見をいただきました。いずれもご賛同を賜り厚くお礼申し上げます。

今後とも、構成市町村と連携をとり、保険者機能や保健事業への取り組みの強化といった課題にも積極的に取り組んでまいり所存でございます。更に現在検討が重ねられています新しい医療制度は、国民健康保険の広域化とも大きく関連することから、構成市町村との連携強化を図る中で、新しい制度が被保険者の皆様にとって分かりやすく効率的な利用ができるものとなるよう、引き続き国に意見を述べてまいりたいと思います。

このような中、議員の皆様におかれましては、今後、大変な御苦勞や御心勞をおかけすることとなろうかと思いますが、より一層の御支援、御協力を賜りますようよろしくお願いを申し上げて、閉会のごあいさつといたします。ご苦勞さまでございました。

○議長 これにて平成22年7月27日招集の和歌山県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会します。

どうもご苦勞様でした。

午後2時32分 閉会

地方自治法第123条の規定により署名する。

議 長 堀 川 明

前 議 長 松 浦 健 次

副 議 長 三 原 勝 利

前 副 議 長 佃 奈津代

署 名 議 員 楠 部 重 計

署 名 議 員 川 勝 昇